

# 福井県報

号外第29号  
令和6年  
4月1日(月)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 告示

- 県税の収納事務委託(一四〇・税務課)……………二
- 指定公金事務取扱者の指定(一四一・大学私学課)……………二
- 令和六年度の自衛官候補生の募集(二四二・市町協働課)……………二
- 高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託(一四三・消防保安課)……………二
- 指定納付受託者の指定(一四四)一五〇・定住交流課)……………三
- ふるさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の収納事務委託(一五一・同)……………四
- ふるさと貢献に係る寄付金の収納事務委託(一五二)一五五・同)……………四
- 指定公金事務取扱者の指定(一五六)一五八・同)……………五
- 福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収事務委託(一五九・若狭歴史博物館)……………六
- 福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務委託(一六〇・海浜自然センター)……………六
- 福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販売料の徴収事務委託(一六一・年縞博物館)……………六
- 福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収事務委託(一六二・同)……………六
- 福井県介護福祉士等修学資金返還金の未収金に関する収納事務委託(一六三・長寿福祉課)……………七
- 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金に関する収納事務委託(一六四・児童家庭課)……………七
- 動物愛護管理に関する手数料の徴収事務委託(一六五・医薬食品・衛生課)……………七
- 福井県立病院医業未収金個人負担金等回収業務に係る使用料および手数料の徴収事務委託(一六六・県立病院)……………七
- 福井県陶芸館および越前古窯博物館の図録販売料の徴収事務委託(一六七・商業)

・市場開拓課)……………八

○ 福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収事務委託(一六八・工業技術センター)……………八

○ 沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納および支払事務委託(一六九・水産課)……………八

○ 福井県新規漁業就業者定着支援資金の事業に係る公金の収納および支払事務委託(一七〇・同)……………八

○ 漁港施設の使用料の徴収事務委託(一七一・同)……………九

○ 福井県知事管理漁獲可能量の設定(一七二・同)……………九

○ 浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託(一七三・道路保全課)……………九

○ 道路の区域の変更(一七四・同)……………一〇

○ 港湾施設の使用料等の徴収事務委託(一七五)一七八・港湾空港課)……………一〇

○ 和田港若狭和田マリナー給油施設の使用料等の徴収事務委託(一七九・同)……………一一

○ 県営住宅の名称、位置等(一八〇・建築住宅課)……………一一

○ 福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収事務委託(一八一・同)……………一九

○ 福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務委託(一八二・福井土木事務所)……………一九

○ 令和六年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(一八三・会計課)……………二〇

○ 福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金の収納事務委託(一八四・高校教育課)……………二〇

訓令……………二二

※副部長の掌理する事務を定める規程(六・人事課)……………二二

公告……………二三

○ 令和六年度調理師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………二三

## 報 告

### 福井県告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）改正附則（令和6年政令第12号）第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）第3条第1項の県税の収納の事務を委託したので、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所  
株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 2 委託事務の内容  
福井県県税条例第3条第1項第2号に規定する事業税（個人が行う事業に対するものに限る。）と同項第4号に規定する不動産取得税および同項第8号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 収納の方法  
納税通知書または納付書による。

### 福井県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、講義受講者への交通費支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
アイピーエージェンツ株式会社  
福井県福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
講義受講者への交通費支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年4月1日

### 福井県告示第142号

陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の自衛官候補生の令和6年度における募集が行われるので、受験資格、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条および第117条第1項（同令第118条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受験資格（男女とも）  
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者
- 2 募集期間その他採用試験に関する事項  
男女とも下記のとおり  
(1) 募集期間  
年間を通じて受付  
(2) 採用試験の試験期日  
志願者に別途通知  
(3) 採用試験の試験場の位置および名称  
志願者に別途通知
- 3 問合せ先  
福井市春山1丁目1番54号  
福井春山合同庁舎10階  
自衛隊福井地方協力本部募集課  
電話（0776）23-1910

### 福井県告示第143号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
- 1) 免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
  - 2) 免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
  - 3) 免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
- 高圧ガス保安協会試験・教育事業部門  
〒105-8447  
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号  
(ヒューリック神谷町ビル)  
電話03-3436-6106

**福井県告示第144号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定納付受託者の名称および住所  
READYFOR株式会社  
東京都千代田区一番町8
  - 2 指定した日  
令和6年4月1日

**福井県告示145号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定納付受託者の名称および住所  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N.E.S.ビルN棟2階
  - 2 指定した日  
令和6年4月1日

**福井県告示146号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定納付受託者の名称および住所  
株式会社ソフトゼンコンサルテイング  
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16-5  
読売九州ビル5階
  - 2 指定した日  
令和6年4月1日

**福井県告示147号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定納付受託者の名称および住所  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
  - 2 指定した日  
令和6年4月1日

**福井県告示148号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定納付受託者の名称および住所  
PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
  - 2 指定した日  
令和6年4月1日

**福井県告示 149号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定納付受託者の名称および住所

株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 指定した日

令和6年4月1日

**福井県告示 150号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定納付受託者の名称および住所

株式会社福井カード

福井県福井市順化1丁目3番3号

2 指定した日

令和6年4月1日

**福井県告示 151号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

READYFOR株式会社

東京都千代田区一番町8

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

ふるさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年4月1日

**福井県告示 152号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22-14

N.E.S.ビルN棟2階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年4月1日

**福井県告示 153号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ソフトゼンコンサルティング

福井県福井市中央区赤坂1丁目16-5

読売九州ビル5階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社トラストバンク  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、学生×福井「関わりしろ」拡大・創出事業における交通費支援の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社応用芸術研究所  
福井県鯖江市河和田町15-12-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
学生×福井「関わりしろ」拡大・創出事業における交通費支援
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、地域おこし協力隊インターネットン日当等支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
福井県地域おこし協力隊パパートナーズ  
滋賀県東近江市百濟寺町460番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
地域おこし協力隊インターネットン日当等支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、U1ターン就労等交通費等支援金支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
アイピーエージェント株式会社
  - 2 福井県福井市日之出4丁目1-6  
指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
U1ターンの就労等交通費等支援金支給事務
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社アイピックス  
福井市下馬2丁目101
  - 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

- 一般社団法人 うみから
- 代表理事 西野ひかる
- 小浜市水取1丁目7-11
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
自然体験講座参加費
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県年輪博物館の観覧料、福井県年輪博物館が指定するグッズの販売料および図録販売料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
大飯郡高浜町東三松9号9番地13  
株式会社オーソング
  - 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県年輪博物館の観覧料、福井県年輪博物館が指定するグッズの販売料および図録販売料の徴収の事務
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県年輪博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および住所  
三方上中郡若狭町中央第1号1番地

若狭町

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県介護福祉士等修学資金返還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
ニッテシ債権回収株式会社  
代表取締役 長岡 智重  
東京都港区芝浦三丁目16番20号
  - 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県介護福祉士等修学資金の貸付を受けた者の返還金の未収金に関する収納事務
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同法第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
ニッテシ債権回収株式会社  
代表取締役 小林 英利  
東京都港区芝浦3丁目16番20号
  - 2 委託事務の内容

福井県母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた者の償還金の未収金に関する収納事務

- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 収納の方法  
文書または口頭による納入の通知による。

#### 福井県告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）別表第五号の表176の項の犬猫引取り手数料および福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）第18条の動物の返還手数料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
一般社団法人ふくい動物愛護管理支援センター協会  
福井県鯖江市長泉寺町1丁目9番20号鯖江市民活動交流センター内
  - 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
動物愛護センターにおける動物愛護管理に関する手数料の徴収の事務（福井市内に住所を有する者に係る手数料を除く。）
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第166号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立病院使用料および手数料徴収の事務を委託したので、同法第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 令和6年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
(1) 弁護士法人 館野法律事務所  
東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号  
南雲ビル2階・4階

- (2) 弁護士法人 ライズ総合法律事務所  
東京都中央区日本橋三丁目9番1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県立病院医業未収金個人負担金等回収業務に係る使用料および手数料の徴収
- 3 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第234条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県陶芸館および越前古窯博物館の図録販売料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
E P P コンソーシアム  
福井県坂井市丸岡町小黒70号6番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県陶芸館および越前古窯博物館の図録販売料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者を委託した日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所  
福井ビル管理株式会社  
福井市三ツ屋1丁目617
- 2 委託事務の内容

- 福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務  
委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法  
領収書による。

#### 福井県告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納および支払の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所または事務所の所在地  
東日本信用漁業協同組合連合会 福井支店  
福井市大手2丁目8番10号
- 2 委託事務の内容  
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納および支払の事務
- 3 指定した日  
令和6年4月1日
- 4 委託した日  
令和6年4月1日
- 5 収納の方法  
納入通知書による。

#### 福井県告示第170号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県新規漁業就業者定着支援資金の貸与の事業に係る公金の収納および支払の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所または事務所の所在地  
東日本信用漁業協同組合連合会 福井支店  
福井市大手2丁目8番10号
- 2 委託事務の内容  
福井県新規漁業就業者定着支援資金の貸与および返還金の収納の事務
- 3 指定した日



- 令和6年4月1日  
 4 委託した日  
 令和6年4月1日  
 5 収納の方法  
 納入通知書による。

福井県告示第171号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、福井県漁港管理条例(昭和41年福井県条例第40号)第16条第1項の使用料の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所または事務所の所在地ならびに委託対象施設

受託者の名称および住所 または事務所の所在地	委託対象施設
福井市漁業協同組合	鷹巣漁港の甲種漁港施設
福井市和布町無番地	設
福井県漁業協同組合連合会越前支所	栄崎漁港の甲種漁港施設
丹生郡越前町大樟8-59	設
越前町漁業協同組合	越前漁港の甲種漁港施設
丹生郡越前町小樟7-65	設
福井県漁業協同組合連合会敦賀支所	早瀬漁港および日向漁港の甲種漁港施設
敦賀市蓬萊町17-13	設
福井県漁業協同組合連合会小浜支所	小浜漁港の甲種漁港施設
小浜市川崎3-16	設
若狭高浜漁業協同組合	高浜漁港の甲種漁港施設
大飯郡高浜町塩土5-1	設

2 委託事務の内容

- 1の表の右欄に掲げる委託対象施設の使用料の徴収の事務  
 3 指定した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託した日  
 令和6年4月1日  
 5 徴収の方法  
 納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第172号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 知事管理漁獲可能量  
 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (単位:トン)
福井県くろまぐろ (小型魚)定置漁業	20.2
福井県くろまぐろ (小型魚)漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 知事管理漁獲可能量  
 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (単位:トン)
福井県くろまぐろ (大型魚)定置漁業	17.1
福井県くろまぐろ (大型魚)漁船漁業等	0.2

第3 するめいか

- 1 知事管理漁獲可能量  
 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (単位:トン)
福井県するめいか 沿岸漁業	現行水準

## 福井県告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
福井鉄道株式会社  
越前市北府2丁目5番20号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
浅水駅前駐車場使用料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

## 福井県告示第174号

一般国道417号の下記区間において、市道との振り替えに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年4月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	新	越前市栗田部町35字 桐木小森2番3から 越前市定友町12字金 安小森1番9まで	7.0 ～ 8.4	348.1
	旧	越前市栗田部町35字 桐木小森2番3から 越前市定友町12字金 安小森1番9まで	7.0 ～ 8.0	265.0

## 福井県告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
福井市漁業協同組合  
福井市和布町無番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
鷹巣港港湾施設の使用料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

## 福井県告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
福井県漁業協同組合連合会三国支所  
坂井市三国町宿1丁目17番33号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井港港湾施設の使用料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

## 福井県告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委

託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
福井県漁業協同組合連合会敦賀支所  
敦賀市蓬萊町17番13号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る職入  
敦賀港港湾施設の使用料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
若狭高浜漁業協同組合  
大飯郡高浜町塩土第5号1番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る職入  
和田港港湾施設の使用料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所

若狭高浜漁業協同組合

大飯郡高浜町塩土第5号1番地

委託事務の内容

和田港若狭和田マリーナ給油施設の使用料の徴収の事務

委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

徴収の方法

納入通知書または口頭による納入の通知による。

#### 福井県告示第180号

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第3条第2項ならびに福井県営住宅条例施行規則（平成9年福井県規則第48号）第9条第2項の規定に基づき、県営住宅の名称、位置等について次のとおり公示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

名称	位置	棟名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家賃の額	備考
県営住宅町屋団地	福井市松本1丁目	16号館	昭和58年度	64.9平方メートル	0.85	21,000～48,000円	4階
					0.82	20,300～48,000円	
		17号館	昭和58年度	64.9平方メートル	0.85	22,300～63,800円	高齢者用
					0.85	21,000～48,000円	
					0.82	20,300～48,000円	
		18号館	昭和57年度	61.6平方メートル	0.85	22,400～63,400円	高齢者用
					0.85	19,700～44,700円	
					0.82	19,000～44,700円	
		19号館	昭和57年度	64.9平方メートル	0.85	20,800～63,200円	高齢者用
					0.85	20,700～46,900円	
					0.82	20,000～46,900円	
		20号館	昭和57年度	61.6平方メートル	0.85	22,100～62,200円	高齢者用
					0.85	19,700～43,100円	
					0.82	19,000～43,100円	
		21号館	昭和57年度	64.9平方メートル	0.85	20,900～64,200円	高齢者用
					0.85	20,700～44,400円	
					0.82	20,000～44,400円	
		22号館	昭和59年度	55.2平方メートル	0.85	21,900～61,500円	高齢者用
					0.85	18,200～42,000円	
					0.85	20,300～46,200円	
23号館	昭和59年度	64.9平方メートル	0.85	19,600～46,200円	4～5階		
			0.85	22,400～50,500円			
			0.85	21,400～48,800円			
24号館	昭和59年度	64.9平方メートル	0.85	20,600～48,800円	4～5階		
			0.85	22,500～68,200円			
			0.85	21,400～47,800円			
25号館	昭和60年度	55.2平方メートル	0.85	22,600～63,200円	高齢者用		
			0.85	20,600～47,800円			
			0.85	18,400～42,600円			
26号館	昭和61年度	64.9平方メートル	0.85	19,400～61,500円	高齢者用		
			0.85	20,600～46,900円			
			0.82	19,800～46,900円			
					0.85	22,700～51,200円	身障者用
					0.85	22,000～49,900円	

A棟	平成15年度			4～5階 高齢者用	
		0.82	21,200～49,900円		
	43.3平方メートル	0.85	22,900～68,000円		
	43.4平方メートル	0.85	16,900～53,600円		
	43.5平方メートル	0.85	17,000～53,700円		
	43.6平方メートル	0.85	17,000～53,800円		
	43.6平方メートル	0.85	17,100～54,300円		
	43.7平方メートル	0.85	17,100～54,300円		
	43.8平方メートル	0.85	17,100～54,400円		
	52.0平方メートル	0.85	20,300～64,300円		
	52.1平方メートル	0.85	20,400～64,500円		
	52.2平方メートル	0.85	20,400～64,800円		
	52.3平方メートル	0.85	20,500～64,700円		
	52.9平方メートル	0.85	20,700～65,400円		
	53.0平方メートル	0.85	20,700～65,600円		
	53.1平方メートル	0.85	20,800～65,500円		
	53.2平方メートル	0.85	20,800～65,800円		
	53.5平方メートル	0.85	20,900～71,800円	身障者用	
	67.5平方メートル	0.85	26,400～83,800円		
	67.6平方メートル	0.85	26,500～84,000円		
	67.7平方メートル	0.85	26,500～84,100円		
	67.8平方メートル	0.85	26,500～84,200円		
	68.3平方メートル	0.85	26,700～85,100円		
	68.4平方メートル	0.85	26,800～85,200円		
	69.8平方メートル	0.85	27,300～85,400円		
	70.0平方メートル	0.85	27,400～85,700円		
	70.2平方メートル	0.85	27,500～85,900円		
	70.3平方メートル	0.85	27,500～86,100円		
B棟	平成17年度	45.7平方メートル	0.85	18,000～81,800円	
		45.8平方メートル	0.85	18,100～82,000円	
		45.9平方メートル	0.85	18,100～82,200円	
		46.0平方メートル	0.85	18,100～82,300円	
		52.0平方メートル	0.85	20,500～91,500円	
		52.1平方メートル	0.85	20,600～91,800円	
		52.2平方メートル	0.85	20,600～91,900円	
		52.3平方メートル	0.85	20,600～92,100円	
		52.6平方メートル	0.85	20,800～92,600円	

県営住宅幾久団地	福井市幾久町	2号館	昭和46年度	52.8平方メートル	0.85	20,800～92,800円	
				52.9平方メートル	0.85	20,900～93,100円	
				53.0平方メートル	0.85	20,900～93,200円	
				53.2平方メートル	0.85	21,000～102,100円	身障者用
				67.5平方メートル	0.85	26,700～119,200円	
				67.6平方メートル	0.85	26,700～119,500円	
				67.7平方メートル	0.85	26,700～119,600円	
				67.8平方メートル	0.85	26,800～119,700円	
				70.4平方メートル	0.85	27,800～124,600円	
				70.5平方メートル	0.85	27,800～124,900円	
				42.0平方メートル	0.83	10,900～17,000円	
				42.0平方メートル	0.80	10,500～17,000円	4～5階
県営住宅幾久団地	福井市幾久町	3号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.78	10,200～17,000円	
					0.75	9,800～17,000円	
				38.4平方メートル	0.84	9,500～22,900円	
				76.8平方メートル	0.84	19,100～40,300円	
					0.81	18,400～40,300円	
				33.4平方メートル	0.84	8,300～22,700円	4階
				66.9平方メートル	0.84	16,600～39,600円	
					0.81	16,000～39,600円	4階
				60.8平方メートル	0.79	19,700～49,000円	
				63.5平方メートル	0.79	20,600～50,200円	
				63.8平方メートル	0.79	20,700～50,900円	
				66.2平方メートル	0.79	21,400～52,800円	
県営住宅上野団地	福井市上野本町新	1号館	昭和63年度	66.2平方メートル	0.79	21,400～52,900円	
				63.8平方メートル	0.79	21,000～43,600円	
				66.2平方メートル	0.79	21,700～45,700円	
				66.2平方メートル	0.79	22,000～66,700円	高齢者用
				60.8平方メートル	0.79	20,000～45,300円	
				63.5平方メートル	0.79	20,900～46,400円	
				60.8平方メートル	0.79	20,900～68,500円	高齢者用
				66.2平方メートル	0.79	21,700～48,700円	
				66.2平方メートル	0.79	22,800～72,700円	
				53.1平方メートル	0.79	17,700～39,500円	高齢者用
				66.2平方メートル	0.79	22,000～47,200円	
				79.2平方メートル	0.79	26,400～55,800円	

県営住宅杉の木台団地		福井市三十八社町			
8号館	平成2年度	60.8平方メートル	0.79	20,200～44,800円	
		63.5平方メートル	0.79	21,100～45,900円	
9号館	平成2年度	53.1平方メートル	0.79	17,700～38,800円	
		66.2平方メートル	0.79	22,000～46,300円	
		79.2平方メートル	0.79	26,400～54,700円	
1号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.77	20,500～50,100円	
2号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.74	19,700～50,100円	4階
		78.8平方メートル	0.77	20,500～49,500円	4階
3号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.74	19,700～49,500円	4階
		79.3平方メートル	0.77	20,700～51,300円	4階
4号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.74	20,000～51,600円	4階
		79.3平方メートル	0.77	20,700～50,300円	4階
5号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.74	20,000～50,600円	4階
		79.8平方メートル	0.77	21,500～57,100円	4階
6号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.74	20,700～57,100円	4階
		48.6平方メートル	0.77	12,300～23,800円	身障者用
7号館	昭和49年度	12,300～24,000円	0.77	21,600～56,700円	4階
		42.0平方メートル	0.74	20,700～56,700円	4階
9号館	昭和50年度	51.0平方メートル	0.77	12,300～43,300円	
		51.3平方メートル	0.77	14,900～48,000円	
10号館	昭和50年度	73.6平方メートル	0.77	15,000～48,100円	
		74.2平方メートル	0.77	21,500～59,900円	
12号館	昭和51年度	21,700～60,300円	0.77	21,700～60,300円	
		49.4平方メートル	0.77	14,400～49,000円	身障者用
13号館	昭和51年度	61.1平方メートル	0.77	17,800～54,000円	
		68.4平方メートル	0.77	19,900～57,200円	
1号館	昭和51年度	48.6平方メートル	0.77	14,400～53,300円	身障者用
		48.7平方メートル	0.77	14,500～50,200円	
2号館	昭和51年度	58.1平方メートル	0.77	17,300～54,200円	
		59.0平方メートル	0.77	17,500～60,100円	身障者用
3号館	昭和51年度	59.0平方メートル	0.77	17,500～54,600円	
		68.4平方メートル	0.77	20,400～58,600円	
4号館	昭和51年度	55.2平方メートル	0.77	14,500～31,800円	
		55.2平方メートル	0.74	13,900～31,800円	4～5階
5号館	昭和51年度	55.2平方メートル	0.77	14,500～31,800円	

県営住宅大安寺団地	福井市南橋原町	1号館	昭和53年度	56.4平方メートル	0.74	13,900~31,800円	4~5階
				56.4平方メートル	0.72	14,300~36,100円	
				56.4平方メートル	0.72	15,500~54,200円	高齢者用
		3号館	昭和54年度	57.0平方メートル	0.72	14,700~37,900円	
				57.0平方メートル	0.72	15,800~56,600円	高齢者用
				62.0平方メートル	0.81	18,300~35,200円	
		2号館	昭和55年度	62.0平方メートル	0.78	17,600~35,200円	4~5階
				62.0平方メートル	0.81	19,800~54,500円	高齢者用
				62.0平方メートル	0.81	18,600~39,200円	
				62.0平方メートル	0.78	17,900~39,200円	4~5階
				62.0平方メートル	0.81	19,900~57,600円	高齢者用
3号館	昭和56年度	62.0平方メートル	0.81	18,600~39,200円	4~5階		
		62.0平方メートル	0.78	17,900~39,200円			
		62.0平方メートル	0.81	19,900~62,200円	高齢者用		
		62.0平方メートル	0.78	19,900~62,200円			
		62.0平方メートル	0.81	18,600~39,200円			
県営住宅清水グリーン ハイツ	福井市グリーンハイツ 2丁目	1号館	昭和49年度	45.2平方メートル	0.78	11,600~18,500円	身障者用
				45.3平方メートル	0.78	11,600~18,400円	
		2号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.78	22,300~49,400円	
				79.8平方メートル	0.78	21,500~49,400円	4階
				79.8平方メートル	0.75	22,700~51,100円	
				79.8平方メートル	0.75	21,800~51,100円	4階
		3号館	昭和49年度	79.9平方メートル	0.78	22,700~51,900円	身障者用
				79.9平方メートル	0.78	16,000~35,900円	
				79.9平方メートル	0.75	15,400~35,900円	4~5階
		4号館	昭和53年度	58.2平方メートル	0.78	18,400~74,800円	高齢者用
				58.2平方メートル	0.78	16,000~35,900円	
58.2平方メートル	0.75			15,400~35,900円	4~5階		
5号館	昭和53年度	58.2平方メートル	0.78	18,100~74,800円	高齢者用		
		58.2平方メートル	0.78	16,300~35,900円			
		58.2平方メートル	0.75	15,600~35,900円	4~5階		
6号館	昭和54年度	58.2平方メートル	0.78	16,300~35,900円			
		58.2平方メートル	0.78	16,300~35,900円	4~5階		
7号館	昭和54年度	58.2平方メートル	0.75	15,600~35,900円	4~5階		



県営住宅御幸タウン		鯖江市御幸町3丁目							
A 1号館	平成11年度	45.9平方メートル	0.92	17,900～57,700円	高齢者用				
		46.4平方メートル	0.92	15,100～68,900円					
		46.5平方メートル	0.92	15,200～69,400円					
		79.2平方メートル	0.92	15,300～69,500円					
		26,000～103,700円							
		79.9平方メートル	0.92	26,300～104,300円					
		16,500～73,800円							
		61.8平方メートル	0.92	20,300～96,700円	身障者用				
		78.6平方メートル	0.92	25,800～107,900円					
		50.1平方メートル	0.92	16,500～74,200円					
		61.8平方メートル	0.92	20,400～97,500円	身障者用				
		78.6平方メートル	0.92	26,000～108,500円					
A 3号館	平成12年度	50.1平方メートル	0.92	16,500～74,200円					
A 4号館	平成12年度	61.8平方メートル	0.92	20,400～97,400円	身障者用				
		78.6平方メートル	0.92	26,000～108,300円					
		47.6平方メートル	0.92	15,500～72,400円					
		74.7平方メートル	0.92	24,400～108,800円					
K 1号館	平成9年度	47.6平方メートル	0.92	15,600～73,500円					
K 2号館	平成10年度	74.7平方メートル	0.92	24,500～110,400円					
		54.8平方メートル	0.92	18,000～86,700円					
		58.2平方メートル	0.92	19,100～91,200円					
		67.0平方メートル	0.92	22,000～99,900円					
K 3号館	平成11年度	67.4平方メートル	0.92	22,200～99,900円					
		79.2平方メートル	0.92	26,000～113,100円					
		52.0平方メートル	0.92	16,600～67,600円					
		53.0平方メートル	0.92	16,900～69,800円					
S 1号館	平成5年度	54.0平方メートル	0.92	17,200～69,200円					
		64.0平方メートル	0.92	20,400～79,600円					
		76.9平方メートル	0.92	24,500～90,500円					
		51.0平方メートル	0.92	16,700～77,600円					
		53.4平方メートル	0.92	17,500～79,500円					
		64.6平方メートル	0.92	21,100～90,600円					
		64.7平方メートル	0.92	21,200～90,700円					
		78.3平方メートル	0.92	25,600～103,800円					
S 2号館	平成6年度	48.8平方メートル	0.92	15,700～66,700円					
		50.2平方メートル	0.92	16,100～68,100円					

県営住宅北日野団地	越前市矢放町	1号館	昭和52年度	68.4平方メートル	0.92	22,000～87,600円	
				70.8平方メートル	0.92	22,800～89,800円	
				73.8平方メートル	0.92	23,700～92,900円	
				48.7平方メートル	0.92	15,700～71,200円	
				65.8平方メートル	0.92	21,300～87,900円	
				74.9平方メートル	0.92	24,200～101,400円	
				48.7平方メートル	0.92	15,700～70,300円	
				65.8平方メートル	0.92	21,300～86,800円	
				74.9平方メートル	0.92	24,200～100,200円	
				49.3平方メートル	0.92	16,000～73,300円	
				74.9平方メートル	0.92	24,300～107,600円	
				49.3平方メートル	0.92	16,000～73,900円	
県営住宅霞ヶ丘団地	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目	S 6号館	平成8年度	74.9平方メートル	0.92	24,300～108,500円	
				49.3平方メートル	0.92	15,400～52,400円	
				62.0平方メートル	0.92	19,700～64,500円	
				70.6平方メートル	0.92	22,500～72,100円	
				75.6平方メートル	0.92	24,100～76,600円	
				52.6平方メートル	0.92	16,900～73,700円	
				52.8平方メートル	0.92	17,000～72,900円	
				56.6平方メートル	0.92	18,200～76,500円	
				64.3平方メートル	0.92	20,700～84,700円	
				66.0平方メートル	0.92	21,200～85,200円	
				67.6平方メートル	0.92	21,700～86,700円	
				79.4平方メートル	0.92	25,600～97,700円	
県営住宅霞ヶ丘団地	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目	T 2号館	平成9年度	79.5平方メートル	0.92	25,900～106,600円	
				79.7平方メートル	0.92	26,000～106,800円	
				57.0平方メートル	0.91	15,100～35,600円	
					0.88	14,600～35,600円	4～5階
					0.91	16,600～56,900円	高齢者用
					0.91	15,700～35,800円	
					0.88	15,200～35,800円	4～5階
					0.91	17,100～57,100円	高齢者用
					0.92	11,500～34,900円	
					0.92	16,800～49,000円	
					0.92	19,800～55,400円	
					0.92	11,600～36,300円	

		54.2平方メートル	0.92	17,000～50,900円	
		63.9平方メートル	0.92	20,100～57,600円	
3号館	平成4年度	54.2平方メートル	0.92	17,000～49,400円	
		63.9平方メートル	0.92	20,100～56,400円	
4号館	平成5年度	37.1平方メートル	0.92	11,800～41,700円	
		54.2平方メートル	0.92	17,300～58,500円	
		63.9平方メートル	0.92	20,400～66,200円	
5号館	平成5年度	54.2平方メートル	0.92	17,300～57,800円	
		63.9平方メートル	0.92	20,400～66,000円	

#### 福井県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第13条および第38条の使用料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

弁護士法人 関西法律特許事務所

大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに

県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年4月1日

#### 福井県告示182号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

- 株式会社ナイガイ  
福井市光陽3丁目3-7
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収の事務
  - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日

#### 福井県告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和6年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査申請等について地方自治法施行令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）および特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 調達をする物品等または特定役務の種類

- (1) 文具・印章事務用品機器
  - (2) 医薬薬品類
  - (3) 電気通信機器類
  - (4) 機械器具類
  - (5) 測量（計量）器類
  - (6) 車両・船舶類
  - (7) 油脂・燃料類
  - (8) 広告・宣伝類
  - (9) 保守管理・警備保障・検査類
  - (10) 廃品回収
  - (11) その他
- 2 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者  
特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で

、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第277号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書（物品の製造または購入契約に係る資格等において定められた様式第1号。（以下「申請書」という。）およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者

(4) 営業に關し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者  
(5) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者

(6) 福井県が訴えを提起している者

(7) 申請日前1年間に営業の実績がない者

#### 3 資格審査の申請の方法

(1) 申請の手続

競争入札の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、6の提出場所に提出すること。なお、申請書およびその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、電子申請または郵送によることができる。

ア 法人にあっては貸借対照表、損益計算書等、個人にあっては所得税青色申告決算書もしくは所得税確定申告書および収支計算書またはこれらに準ずるもの

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないことを証する書面

ウ 福井県の区域内に事業所を有する者にあっては、福井県が交付する県税の納税証明書

エ 法人にあっては税務署が交付する法人税、消費税および地方消費税の納税証明書、個人にあっては税務署が交付する申告所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書

オ 役員等名簿（様式第2号）

カ 認可、認可等が必要とする営業にあっては、これを得たことを証明する書類

キ 国際標準化機構が定めた規格（7において「国際規格」という。）ISO14001または環境省が定めた規格（7において「環境省規格」という。）エコアクシ

ョン21の認証を取得している場合にあつては、当該認証に係る登録証の写し  
ク 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項の規定による障害者雇用調整金または同法附則第4条第3項の規定による報奨金の支給を受けている場合にあつては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し

ケ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項または第4項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあつては、その写し  
コ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合にあつては、当該認定通知書の写し  
サ 代理店または特約店であるときは、これを証する書類  
シ 法人が支店、営業所等の長に競争入札参加者としての権限を委任する場合には、その委任状

ス その他知事が必要と認めた書類

(2) 申請書の受付時期（更新の場合を除く。）  
令和6年4月1日から福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

(3) 申請書等に用いる言語  
ア 申請書および財務諸書類については、日本語で作成すること。

イ なお、その他の書類で外国語で記載されているものについて、日本語の訳文を付記または添付すること。

イ 添付書類に金額を記載するときは、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。

(4) その他  
申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができるとがである。

4 更新申請書の受付期間  
知事が別に定める期間内とする。

5 資格の有効期間  
この告示の日以降において参加資格を有すると認定された日（以下「認定日」という。）から認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。  
ただし、更新申請者は、8の競争入札参加資格審査通知をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間とする。

6 競争入札参加資格審査申請書その他の資格に関する文書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課  
総務第三グループ  
電話0776-20-0253

7 参加資格の審査

競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 純資産

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

(4) その他

ア 国際規格ISO14001または環境省規格エコアクション21の認証取得の有無

イ 障害者雇用の状況

ウ 次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

エ 福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・登録の有無

オ 福井県子育てモデル企業認定の有無

カ ふくい女性活躍推進企業プラス登録の有無

8 資格審査の結果の通知等

競争入札の資格審査を行ったときは、その結果を競争入札参加資格審査通知書（様式第3号）により申請した者に通知するとともに、有資格者については福井県競争入札参加資格者名簿に登録する。

なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の審査を終了することができないことがある。

9 名簿記載事項の変更届出

有資格者は、申請書の提出後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）により届け出なければならない。

(1) 商号、名称または支店等の名称を変更したとき。

(2) 本店または支店等の住所を変更したとき。

(3) 法人にあつては代表者、個人にあつてはその者の氏名を変更したとき。

(4) 委任者を変更したとき。

- (5) 営業種目の追加、休止または一部の廃止をしたとき。
- (6) 経営規模を著しく変更したとき。
- (7) その他営業に関して重要な事項を変更したとき。
- 10 競争入札参加資格の取消し有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の理由がある場合を除き、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者または競争入札参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者。
  - (2) 営業種目の全部を廃止したとき。
  - (3) 競争入札参加資格の取消しを申し出たとき。
  - (4) その他知事が必要と認めたととき。(1)から(4)により競争入札参加資格を取り消したときは、当該競争入札参加資格を取り消された者を参加資格者名簿から抹消するとともに、競争入札参加資格取消(停止)通知書(様式第5号)によりその者に通知する。

11 競争入札参加資格の停止

資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 地方自治法第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者。

(2) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者。

(3) 福井県が訴えを提起している者。

(4) その他知事が必要と認めたととき。(1)から(4)により競争入札に参加させないこととしたときは、競争入札参加資格取消(停止)通知書により当該有資格者に通知する。

12 その他必要な事項

1件の特定制度契約について福井県が発注することができる額(以下「発注基準額」という。)は、当該特定制度契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の事業年度における製造実績額または販売額の4分の1に相当する額(その額に100万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額)以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定制度契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘察し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

福井県告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
弁護士法人 一番町総合法律事務所  
代表社員 神崎 浩昭  
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井ビル802号室
  - 2 委託事務の内容  
福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務
  - 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - 4 徴収の方法  
文書または口頭による納入の通知による。



福井県訓令第6号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

副部長の掌理する事務を定める規程

福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第202条第1項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	副部長	1 総務部政策推進グループの所管に属する事務 2 総務部の所管に属する事務のうち、副部長(大学私学)の掌理する事務以外のもの 3 前号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課に関連する事務
	副部長(大学私学)	大学私学課の所管に属する事務
	副部長	1 未来創造部の所管に属する事務 2 前号に掲げるもののほか、未来創造部内の複数の課に関連する事務
未来創造部	副部長	1 防災安全部政策推進グループの所管に属する事務 2 防災安全部の所管に属する事務のうち、副部長(県)

防災安全部	副部長(県民安全)	県民安全課の所管に属する事務
	副部長(危機管理)	危機管理課の所管に属する事務
	副部長(防災)	防災安全部の所管に属する防災に係る技術に関する事務
	副部長(原子力安全対策)	原子力安全対策課の所管に属する事務
交流文化部	副部長	1 交流文化部政策推進グループの所管に属する事務 2 交流文化部の所管に属する事務のうち、副部長(インバウンド推進)または副部長(文化)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、交流文化部内の複数の課に関連する事務
	副部長(インバウンド推進)	交流文化部の所管に属するインバウンド推進に関する事務
	副部長(文化)	文化課の所管に属する事務
エネルギー環境部	副部長	1 エネルギー環境部政策推進グループの所管に属する事務 2 エネルギー環境部の所管に属する事務のうち、副部長(エネルギー)または副部長(循環社会推進)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、エネルギー環境部内の複数の課に関連する事務
	副部長(エネルギー)	エネルギー環境部の所管に属するエネルギーに関連する事務
	副部長(循環社会推進)	循環社会推進課の所管に属する事務
健康福祉部	副部長	1 健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2 健康福祉部の所管に属する事務のうち、副部長(こども未来)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務
	副部長(こども未来)	こども未来課の所管に属する事務
	副部長	1 産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長(経営改革)、副部長(労働政策)、副部長(商業・市場開拓)または副部長(工業技術)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
産業労働部	副部長(経営改革)	経営改革課の所管に属する事務

農林水産部	副部長(労働政策)	労働政策課の所管に属する事務
	副部長(商業・市場開拓)	商業・市場開拓課の所管に属する事務
	副部長(工業技術)	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務
土木部	副部長	1 農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2 農林水産部の所管に属する事務のうち、副部長(技術)、副部長(農村振興・防災)または副部長(水産)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課に関連する事務
	副部長(技術)	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長(農村振興・防災)または副部長(水産)の掌理する事務以外のもの
	副部長(農村振興・防災)	農村振興課の所管に属する技術に関する事務および農林水産部の所管に属する防災に関する事務
土木部	副部長(水産)	水産課の所管に属する技術に関する事務
	副部長	1 土木部政策推進グループの所管に属する事務 2 土木部の所管に属する事務のうち、副部長(技術)、副部長(防災・特定事業)または副部長(建築)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務
	副部長(技術)	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長(防災・特定事業)または副部長(建築)の掌理する事務以外のもの
土木部	副部長(防災・特定事業)	土木部の所管に属する防災および特定事業に関する事務
	副部長(建築)	建築住宅課の所管に属する技術に関する事務

附 則

- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 副部長の掌理する事務を定める規程(令和5年福井県訓令第17号)は、廃止する。

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定に基づき、令和6年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和34年福井県規則第31号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

試験の日時

令和6年10月26日(土)

- 1 3時30分から15時30分まで
- 2 試験の場所
  - (1) 第1会場  
福井市西木田2丁目8番1号  
福井商工会議所
  - (2) 第2会場  
福井市大手3丁目7番1号  
福井県織協ビル
- 2 受験手続  
郵送受付  
令和6年5月7日(火)から令和6年6月3日(月)まで(当日消印有効)  
〒103-0012  
東京都中央区日本橋蛸留町  
2丁目8番5号JACCビル5階  
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛て送付すること。
- 3 受験申請書の配布  
令和6年5月7日(火)から令和6年6月3日(月)まで  
県各健康福祉センター、福井市保健所、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課、  
公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布
- 4 受験手数料  
6,100円
- 5 問合せ先  
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当  
(電話03-3667-1815)